

令和 7 年大船渡市大規模林野火災等に係る森林再生計画

「大規模林野火災からの森林再生に向けて－いわて・大船渡の挑戦－」

概要版

令和 8 年 3 月

大船渡市林地再生対策協議会

主な構成

項 目		内 容
1 基本的な 事項	(1) 策定の趣旨	○ 再生計画の目的・性格
	(2) 林野火災の概要	○ 被害発生から鎮火までの経緯
	(3) 激甚災害の指定	○ 局地激甚災害の指定
	(4) 森林被害の概要	○ 森林の被害状況（森林所有形態別、林種・樹種別、被害区分別） ○ 森林の被害調査
2 森林再生 計画	(1) 森林再生に向けた基本方針	○ 森林再生、伐採、造林、路網等の整備に関する基本的な事項
	(2) 森林再生のエリア区分 ① 森林再生・防災対策ゾーン ② 森林ふれあいゾーン ③ 森林育成ゾーン	○ 生活環境への影響等を考慮し、次の3つに区分 ① 市民生活の安全のために特に重要な森林で、早急に森林再生や土砂流出対策が必要な区域 ② 地域住民、民間企業等、多様な主体が森林再生に取り組む区域 ③ ①、②以外の森林で、中長期的な視点で森林機能の再生を進める区域
	(3) 事業内容等	○ 森林再生対策 ▶ 森林災害復旧事業、森林整備事業、いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林） ○ 土砂流出対策 ▶ 治山事業、砂防事業 ○ 関連する取組 ▶ 新たな取組や新技術 ・被災木の集積ポイント設置、スマート林業の導入、シカ食害防止新技術、衛星画像を活用した被害調査 ▶ 路網の整備 ・林道開設・改良、林道の修繕、作業道の開設 ▶ 多様な主体による森林再生、森林Ｊークレジットの創出
	(4) 関連事業	○ 森林再生に関連する事業 ▶ 市森林整備推進事業、市被災危険木除去事業、いわて環境の森整備事業(被害森林再生・枯死木除去[林野火災対策])、市有林Ｊークレジット創出事業、水源林造成事業等
	(5) 被災木の利用	○ 被災木の性能等の検証、供給円滑化に向けた情報共有、公共施設・公共工事での活用、需要喚起に関する普及啓発、被災木利用チームの取組
	(6) 推進体制	○ 役割の明確化、広域的な連携体制の構築
	(7) 森林再生に向けたスケジュール	○ 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間（必要に応じて見直し）

1 基本的な事項

(1) 策定の趣旨

- 被災した森林の再生に向けて、基本的な考えを明らかにし、市、県、国、関係団体等の認識を共有するとともに、再生の方法や具体的な取組などを体系的に定めるもの

(2) 林野火災の概要

- **2月19日発生 延焼範囲：約 324ha**
発生場所：大船渡市三陸町綾里字田浜下地内
覚知日時：令和7年2月19日 11:55
鎮圧日時：令和7年2月25日 15:05
鎮火日時：令和7年4月7日 17:30
 - **2月26日発生 延焼範囲：約 3,370ha（令和7年大船渡市大規模林野火災）**
発生場所：大船渡市赤崎町字合足地内
覚知日時：令和7年2月26日 13:02
鎮圧日時：令和7年3月9日 17:00
鎮火日時：令和7年4月7日 17:30
- 延焼範囲合計：約3,694ha（森林以外を含む）

(3) 激甚災害の指定

- 令和7年3月28日、大船渡市林野火災を国が局地激甚災害に指定
森林災害復旧事業の適用措置について公布・施行

1 基本的な事項

(4) 森林被害の概要

○ 森林の被害状況

林野火災による森林被害は3,370.15ha、被害額は5,939,215千円

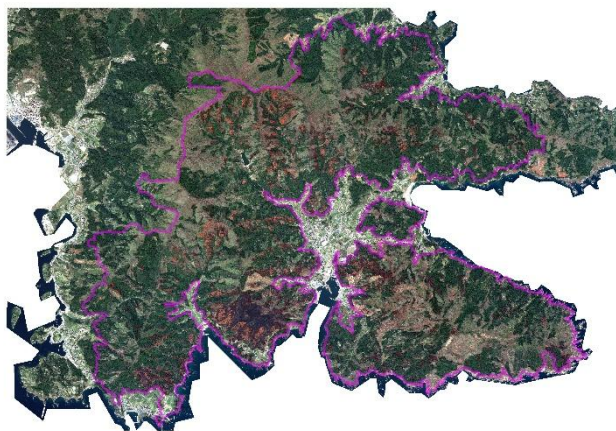
- ・林種別では、人工林 約1,785ha、天然林 約1,431ha
- ・被害区分別では、激 約660ha、大 約1,382ha、中 約20ha、小 約1,154ha

○ 森林の被害調査

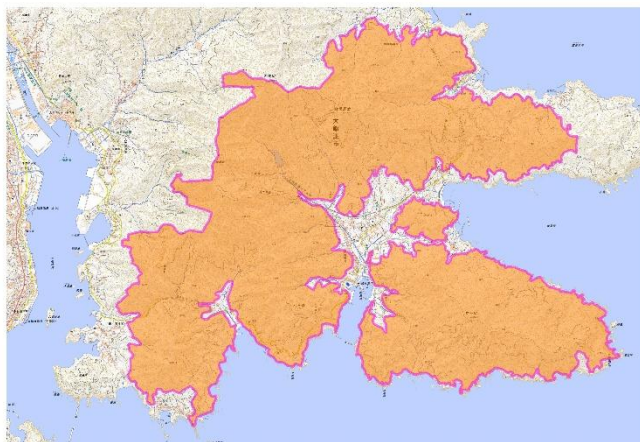
森林の被害面積が極めて大きいことから、現地調査に加えて新たに衛星画像データを活用した効率的で迅速な被害調査を実施

- ・令和7年4月に取得した衛星画像データを解析し、立木の焼損等の被害が激しい森林を確認
- ・衛星画像では確認が困難な森林の被害状況を現地踏査で確認
- ・現地踏査は、県・市に加え、国（三陸中部森林管理署）、気仙地方森林組合と共同で実施

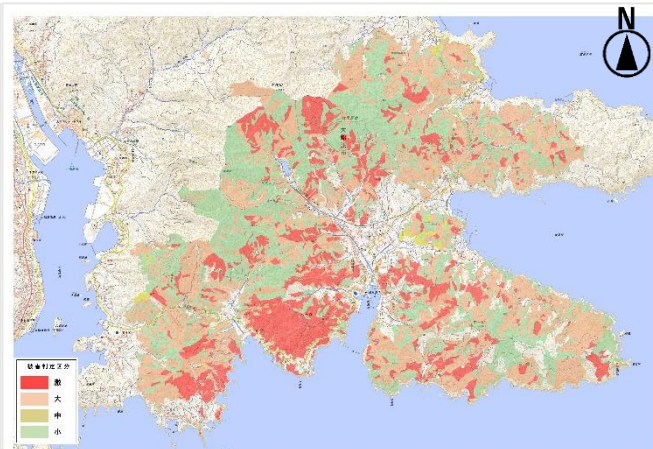
《衛星画像データ》



《被害区域図》



《被害状況図》



2 森林再生計画

(1) 森林再生に向けた基本方針

被災した森林の再生に当たっては、居住地や綾里川ダム、大船渡湾や漁場など、生活環境への影響を考慮し、エリア区分による優先度を勘案しつつ、森林所有者・管理者の意向に配慮しながら、被災森林全体の多面的機能の回復を図る。

【主な項目】

- 被害が大きい人工林の復旧は、森林災害復旧事業を最大限に活用して伐採や植栽等を進める
- 焼損の著しい地区は、治山ダム整備等の土砂流出対策を進める
- 天然林は、経過観察しながら、天然更新による自然復旧を基本とする
- 新たな取組や新技術を導入しながら、効率的に再生を進める
- 被災木の供給円滑化に向けた情報共有や需要喚起に意欲的に取り組む
- 森林再生の取組状況について、国内外への積極的な発信に努める
- スギ、カラマツ、広葉樹など異なるタイプの樹種を植栽し、延焼しにくい多様な森林に誘導する
- 苗木の確保に向け、関係者間で情報共有を図る

(2) 森林再生のエリア区分 ①

- 市民生活への影響等を踏まえた「森林再生・防災対策ゾーン」、森林再生を通じた交流の場となる「森林ふれあいゾーン」、中長期的に森林機能の再生を進める「森林育成ゾーン」の3つのエリアに区分

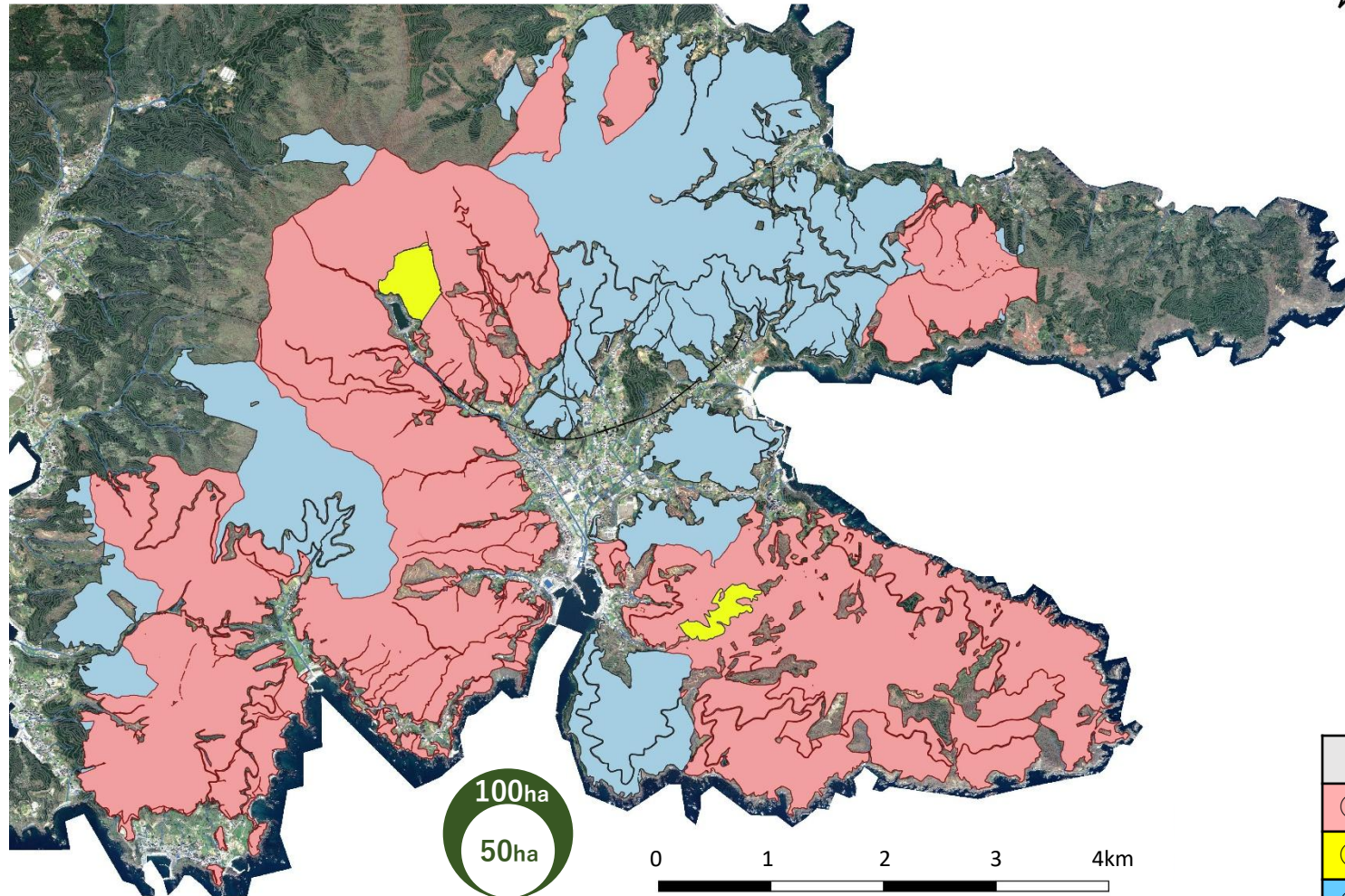
《森林再生のエリア区分》

区 分	内 容	主な森林再生対策
① 森林再生・防災対策ゾーン	居住地、ダム、漁場等への影響を勘案し、市民生活の安全のために特に重要な森林で、早急に森林再生や土砂流出対策が必要な区域	森林災害復旧事業 治山事業・砂防事業
② 森林ふれあいゾーン	地域住民、民間企業等、多様な主体が森林再生に取り組む区域	公有林整備事業 企業の森づくり活動
③ 森林育成ゾーン	①、②以外の森林で、中長期的な視点で森林機能の再生を進める区域	森林整備事業 いわて環境の森整備事業

2 森林再生計画

(2) 森林再生のエリア区分 ②

《区域図》



エリア区分
① 森林再生・防災対策ゾーン
② 森林ふれあいゾーン
③ 森林育成ゾーン

2 森林再生計画

(3) 事業内容等

森林再生対策

○ 森林災害復旧事業〔国庫補助〕

- ・事業概要：激甚災害を受けた人工林を復旧するために行う事業
- ・事業主体：市
- ・事業内容：被災木の伐採搬出 約1,249ha、跡地造林 約1,279ha、作業道の開設 約34,176m
- ・負担割合：国1/2、県1/6、市1/3

《森林災害復旧事業計画》

事業期間：令和7年度～令和10年度

主な事業内容	計画量	事業費(千円)
被災木の伐採及び搬出(ha)	1,248.66	6,952,819
跡地造林(ha)	1,279.19	4,688,291
作業路開設(m)	34,176	116,609
計	—	11,757,719

○ 森林整備事業〔国庫補助〕

- ・特定機能回復事業
気象害等による被害森林において、地方公共団体と所有者が締結する協定に基づき、被害森林を復旧する事業
- ・森林環境保全直接支援事業
森林施業の集約化等を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に復旧する事業

○ いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）〔県補助〕

公益上重要でありながら、植栽によらなければ早期の更新が困難な森林について、人工造林等を行う事業

2 森林再生計画

(3) 事業内容等

土砂流出対策

○ 治山事業〔国庫補助〕

- ・ 事業概要：国の災害関連緊急治山事業を活用し、治山ダム等の整備を進めるとともに、治山ダム整備と一体的に森林整備を進める
- ・ 事業主体：県
- ・ 事業内容：治山ダム 9箇所、森林整備 40ha
- ・ 負担割合：災害関連 国2/3、県1/3
防災林造成 国1/2、県1/2

○ 砂防事業〔国庫補助〕

- ・ 事業概要：国の災害関連緊急砂防事業を活用し、砂防堰堤等の整備を進める
- ・ 事業主体：県
- ・ 事業内容：砂防堰堤 5箇所
- ・ 負担割合：国2/3、県1/3

2 森林再生計画

(3) 事業内容等

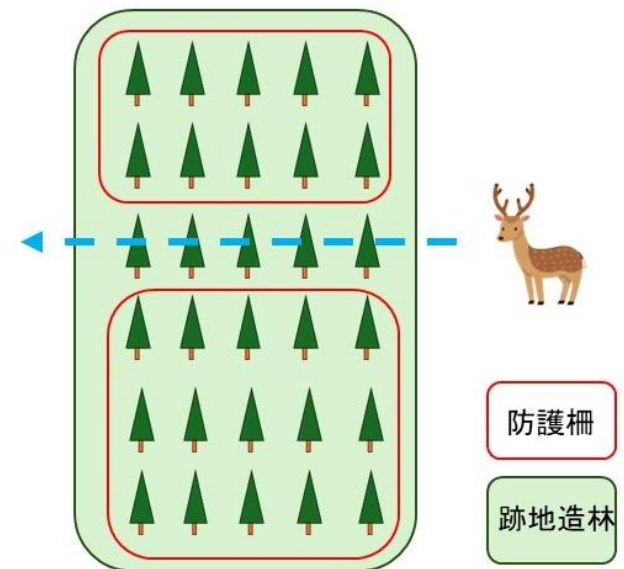
関連する取組

新たな取組・新技術

- 被災木の集積ポイント設置
 - ・ 跡地造林区域の確保するため、林外に被災木の集積ポイントを設置し、円滑に搬出
- スマート林業の導入
 - ・ 民間企業等の協力により、安全かつ効率的な先進的林業機械の導入実証を実施
 - ・ ドローンにより撮影された画像やGNSSといったデジタル技術を活用し、測量等の現場管理を効率化
- シカ食害防止新技術の導入
 - ・ シカの防護柵への干渉を低減する設置方法の「ブロックディフェンス」※を積極的に採用
- 衛星画像を活用した森林被害調査〔R 7 実施済〕
 - ・ 森林被害調査を速やかに行うための衛星画像データの整備及び画像解析を実施〔県実施〕
 - ・ 被害の経過観察にも資する衛星画像データの整備及び画像解析を実施〔国実施〕

《シカ食害防止新技術》

- ※ ブロックディフェンス
 - ・ 小区画（ブロック）で防護柵を設置する方法
 - ・ 獣道等を残し、防護柵への干渉を防ぎ被害を低減



2 森林再生計画

(3) 事業内容等

関連する取組

路網の整備

- 林道の開設
 - ・ 県は、林道甫嶺線の開設を着実に推進
 - ・ 市は、林道の開設及び既設林道の改良を検討
- 林道の修繕
 - ・ 路面損傷が確認された林道については補修等を進め、安全な通行を確保
- 作業路の開設
 - ・ 再生に必要な資材の搬入、重機の進入、木材の運搬を確保するため、作業路を開設

(3) 事業内容等

関連する取組

その他

- 多様な主体による森林再生の推進
 - ・ 民間企業や団体などによる植林・育林などの森林保全活動や環境教育活動などを積極的に受け入れ、再造林や保育活動への参画を促進
- 森林再生に係る財源の確保〔市実施〕
 - ・ 市による森林J-クレジットの創出・販売の取組

2 森林再生計画

(4) 関連事業

○ 大船渡市森林整備推進事業〔市補助〕

森林整備事業等を活用し、被災森林の復旧に取り組む森林所有者の負担軽減を図る事業

○ 公有林整備事業〔市実施〕

公共施設などに倒木被害を及ぼすおそれがある市有林の被災危険木を除去するほか、植樹イベントを計画している市有林において、被害木の整理、地拵えなど円滑な再造林活動が行える環境を整備

○ 大船渡市被災危険木除去事業〔市補助〕

公共施設などに倒木被害を及ぼすおそれがある私有の被災危険木の伐倒処理経費の一部を助成

○ いわて環境の森整備事業（被害森林再生・枯死木除去）〔県補助〕

・被害森林再生〔林野火災対策〕

林野火災により被災した森林を早期に更新させるため、被災木の伐採に要する経費を支援

・枯死木除去〔林野火災対策〕

倒木等による二次的被害防止を目的として、被災木の伐採（単木除去）に要する経費を支援

○ 水源林造成事業

保安林等において、土地所有者等と国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが締結する分収造林契約に基づき、水源をかん養するための森林を造成する事業

○ 市有林J-クレジット創出事業〔市実施〕

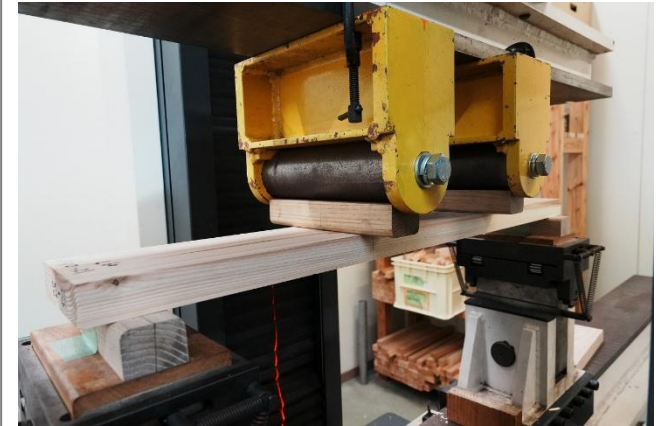
森林再生に係る安定的な財源の確保を図るため、J-クレジット制度を活用し、市有林の二酸化炭素吸収量をクレジットとして認証・販売

2 森林再生計画

(5) 被災木の利用

- 被災木の性能等の検証〔県実施〕
 - ・被災木の材質の確認のための強度試験等を実施し、性能等を検証
- 公共施設・公共工事での活用〔市・県・国実施〕
 - ・土木・建設工事等において被災木を活用
- 供給円滑化に向けた情報共有〔県実施〕
 - ・県産木材供給連絡会議を通じた情報共有
 - ・木材加工工場や木質バイオマス発電所への需要調査
- 需要喚起に関する普及啓発〔市・県実施〕
 - ・民間企業等への訪問による販路開拓
 - ・県内外のイベント等における普及啓発
- 被災木利用チームの取組〔民間企業・広域林業団体・森林組合実施〕
 - ・林業・木材関係企業等による被災木利用チームの結成
 - ・様々な用途における被災木利用に向けた取組

《被災木の利用に向けた取組》



曲げ強度試験

※文部科学省科学研究費助成事業



モクションでの展示

2 森林再生計画

(6) 推進体制

○ 役割の明確化と広域的な連携体制の構築

大規模な森林再生に向け、関係機関・団体の役割を明確にし、相互に連携して広域的な連携体制を構築する。

《役割》

- ① 市
 - ・森林再生の総合的な調整や管理を担う主体
 - ・事業発注や関係機関との連絡調整等
- ② 県
 - ・技術的助言や補助制度等により市を支援
 - ・広域的な連携体制の構築に向けた連絡調整等
- ③ 国
 - ・技術的助言や補助制度等により市、県と連携
- ④ 気仙地方森林組合
 - ・地域の森林・林業に精通した担い手
 - ・森林再生の中心的役割
- ⑤ 岩手県森林組合連合会
 - ・県内の森林・林業に精通した担い手
 - ・県内外の林業事業体・関係団体との連絡調整等
 - ・被災木の供給円滑化
- ⑥ 林業事業体・関係団体
 - ・事業連携体制の構築により安定的な施工体制を確保

《森林再生対策等の推進体制》

◎：事業主体

区分		市	県	森林組合 気仙地方	連合会	県森林組合 関係団体	林業事業体・ 関係団体
森林再生対策	森林災害復旧事業	◎					
	森林整備事業	◎		◎			◎
	いわて環境の森整備事業			◎			◎
土砂流出対策	治山事業		◎				
	砂防事業		◎				
被災木の利用	被災木の性能等の検証		◎				
	公共施設・公共工事での活用	◎	◎				
	供給円滑化に向けた情報共有		◎				
	需要喚起に関する普及啓発	◎	◎				
	被災木利用チームの取組			◎	◎	◎	

※ 上記のほか、国、関係機関・団体等が相互に連携して取り組む。

2 森林再生計画

(7) 森林再生に向けたスケジュール

- 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、森林災害復旧事業を中心とした森林再生対策等を計画的に進める。
なお、進捗状況等に応じて、随時見直しを行う。

《スケジュール》

区分		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
森林再生対策	森林災害復旧事業					
	森林整備事業					
	いわて環境の森整備事業					
土砂流出対策	治山事業					
	砂防事業					
被災木の利用						